

徳島県告示第二百三十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、内水面
漁場計画を定めたので、同条第二項において準用する同法第六十四条第六項の規定により、
漁業の免許予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和五年五月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 漁業の免許予定日 令和五年九月一日

二 申請期間 令和五年五月十七日から同年六月三十日まで